外国人技能実習生問題弁護士連絡会 設立10周年記念シンポジウム

実習生弁連の10年と今後の取組み

技能実習制度については、従来から、国際貢献という制度目的と実態の乖離、労働関係法令違反、人権侵害、中間搾取、送出し国における保証金・保証人・違約金契約といった様々な問題が指摘されてきました。

実習生弁連は、2008年、研修・技能実習制度で就労する労働者の権利を擁護するために、 弁護士有志によって設立されました。2009年の入管法改正によって、新しい技能実習制度が 導入されましたが、上記のような労働問題や人権問題が多数発生しました。そのような状況下 で、同制度を拡大する技能実習法が、2017年11月1日に施行されました。

実習生弁連では、設立10周年という節目となる今年、創立10周年記念シンポジウムを開催いたします。シンポジウムでは、これまで実習生弁連が取り組んできた事件を振り返り、技能実習制度をおさらいした後、現場で実習生の支援にあたっている方々からご報告を頂きます。その後、パネルディスカッションにおいて、同制度の問題点が新法施行により解消されているのか検証し、また、あるべき外国人受入制度について議論します。

日時:7月14日(土)14時~16時30分

(開場13時45分) 最寄り駅:小田急線 「参宮橋」駅下車徒歩約7分

場所:国立オリンピック記念青少年総合センター

国際交流棟 国際会議室

参加費:資料代 500円(当日、受付でお支払い下さい)

資料準備の都合上、裏面FAXにて、事前申込みを頂ければ幸いです。技能実習生の方は無料です。

プログラム

- (1)基調報告
 - ①弁連のこれまでの取組み 指宿昭一(弁護士・実習生弁連共同代表)
 - ②技能実習制度について 鳥井一平(移住連代表理事)
- (2)報告
 - ①岐阜アパレル 甄凱(ケンカイ)(岐阜一般労働組合)
- ②ビルマ人実習生 ミンスイ(在日ビルマ市民労働組合) 小山正樹(JAM)
- ③愛知での取組み 榑松佐一(愛労連)
- ④新法の評価 旗手明(実習生権利ネット・自由人権協会)
- ⑤サプ<mark>ラ</mark>イチェーンの視点から 伊藤和子 (弁護士・Human Rights Now)
- (3) パネルディスカッション

テーマ:新法及び実習機構の評価・検証、あるべき外国人労働者受入制度 お問合せ 樋川 雅一(実習生弁連事務局)

TEL 049-225-2254 FAX 049-225-2174